

○組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(平成28年6月24日 規則第3号)

(目的)

第1条 この規則は、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年条例第1号）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(施行)

第2条 前条の施行に関する事項は、筑後市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第3号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。